

受付番号 2020B0109

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和2年 8月 30日

申請者 株式会社 アクセス
 氏名又は名称
 〒601-8136
 住所 住京都市南区上鳥羽岩ノ本町 82 番地 2
 代表者氏名 代表取締役 金井 周平 印
 カ タイ ミヨウハイ
 電話番号 075-682-2607
 FAX番号 075-682-2609
 メールアドレス access.g@coral.ocn.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
- この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 - ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 - ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 - ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第8

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 () 章

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和郡田原市 上下水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山田市 上下水道事業 の管理者		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大滝町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		21	明日香町 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
8	御所市 水道事業管理者							
9	生駒市 水道事業管理者							
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長							
11	葛城市 水道事業管理者							
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長							
13	平群町 水道事業管理者							
14	三郷町 水道事業管理者							

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

2年 8月 30日

届出者 京都市南区上鳥羽岩ノ本町 82 番地 2

株式会社 アクセス

代表取締役 金井周平



水道法第 25 条の 7 の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ アクセス 株式会社 アクセス		
住所	京都市南区上鳥羽岩ノ本町 82 番地 2		
フリガナ 代表者の氏名	カナイシュウヘイ 代表取締役 金井周平		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の氏名 役員の氏名	代表取締役久米照代	代表取締役金井周平 代表取締役東 哲史 取締役 赤穴麻実 取締役 上本直哉 監査役 土江田雅史	令和 1 年 6 月 7 日 令和 2 年 5 月 21 日 令和 1 年 6 月 7 日 令和 2 年 5 月 21 日 令和 2 年 5 月 21 日

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

2年 8月 30日

申請者

氏名又は名称 株式会社 アクセス

住所 京都市南区上鳥羽岩ノ本町82番地2

代表者氏名 代表取締役 金井 周平



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

京都市南区上鳥羽岩ノ本町82番地2
株式会社アクセス

会社法人等番号	1300-01-009884	
商号	株式会社アクセス	
本店	京都市南区上鳥羽岩ノ本町82番地2	
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成4年4月17日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. ビル・マンションならびに住宅及び店舗の企画・設計施工・管理・運営 2. 管工事業 3. 衛生用機器の販売及び賃貸 4. 建具、家具、什器、ユニットバス、キッチン、トイレ等の住宅設備機器の販売 5. 建築工事業 6. 産業廃棄物の収集及び運搬 7. 浄化そうの販売、設計、施工、清掃、維持管理に関する事業 8. 環境アセスメント 9. バイオ製剤の製造及び販売 10. 前各号に付帯する一切の事業 <p style="text-align: right;">平成19年 6月 2日変更 平成19年 7月13日登記</p>	
発行可能株式総数	800株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 600株	平成15年 1月15日変更
		平成15年 1月15日登記
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する <p style="text-align: right;">平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記</p>	
資本金の額	金3000万円	平成15年 1月15日変更
		平成15年 1月15日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	

役員に関する事項	取締役	<u>久米照代</u>	平成26年 4月23日重任
			平成26年 5月29日登記
	取締役	<u>久米照代</u>	平成31年 4月25日重任
			令和 1年 6月 7日登記
			令和 2年 4月26日(辞任)
			令和 2年 5月21日登記
	取締役	<u>成田貴志</u>	平成26年 4月23日重任
			平成26年 5月29日登記
	取締役	<u>成田貴志</u>	平成31年 4月25日重任
			令和 1年 6月 7日登記
			令和 2年 4月26日(辞任)
			令和 2年 5月21日登記
	取締役	<u>西浦麻実</u>	平成26年 4月23日重任
			平成26年 5月29日登記
取締役	<u>西浦麻実</u>	平成31年 4月25日重任	
		令和 1年 6月 7日登記	
取締役	<u>赤穴麻実</u>	令和 1年 9月30日西浦麻実の氏変更	
		令和 2年 5月21日登記	
取締役	<u>金井周平</u>	平成30年 4月21日就任	
		平成30年 5月 8日登記	
取締役	<u>金井周平</u>	平成31年 4月25日重任	
		令和 1年 6月 7日登記	

	取締役 <u>東 哲 史</u>	平成30年 4月21日就任 平成30年 5月 8日登記
	取締役 <u>東 哲 史</u>	平成31年 4月25日重任 令和 1年 6月 7日登記
	取締役 <u>上 本 直 哉</u>	令和 2年 4月27日就任 令和 2年 5月21日登記
	京都市南区西九条東御幸田町1番地パデシオン 十条駅前904号 代表取締役 <u>久 米 照 代</u>	平成26年 4月23日重任 平成26年 5月29日登記
X	京都市南区西九条東御幸田町1番地パデシオン 十条駅前904号 代表取締役 <u>久 米 照 代</u>	平成31年 4月25日重任 令和 1年 6月 7日登記
		令和 2年 4月26日 <u>辞任</u>
		令和 2年 5月21日登記
	兵庫県明石市朝霧山手町8番7号 代表取締役 <u>金 井 周 平</u>	平成30年 4月21日就任 平成30年 5月 8日登記
	兵庫県明石市朝霧山手町8番7号 代表取締役 <u>金 井 周 平</u>	平成31年 4月25日重任 令和 1年 6月 7日登記
	大阪市旭区新森二丁目13番10号 代表取締役 <u>東 哲 史</u>	令和 2年 4月27日就任 令和 2年 5月21日登記
	監査役 <u>久 米 恵 美 子</u>	平成24年 4月23日重任 平成24年 4月27日登記
X	監査役 <u>久 米 恵 美 子</u>	平成31年 4月25日重任 令和 1年 6月 7日登記
		令和 2年 4月26日 <u>辞任</u>
		令和 2年 5月21日登記
	監査役 <u>土 江 田 雅 史</u>	令和 2年 4月27日就任 令和 2年 5月21日登記

京都市南区上鳥羽岩ノ本町82番地2
株式会社アクセス

	監査役 の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	令和 1年 6月 7日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成13年 9月27日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(京都地方法務局管轄)

令和 2年 8月27日

京都地方法務局伏見出張所
登記官

瓦 家 彰



株式会社 アクセス

定 款

平成19年 6月 2日 改訂

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社 アクセスと称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ビル・マンションならびに住宅及び店舗の企画・設計施工・管理・運営
2. 管工事業
3. 衛生用機器の販売及び賃貸
4. 建具、家具、什器、ユニットバス、キッチン、トイレ等の住宅設備機器の販売
5. 建築工事業
6. 産業廃棄物の収集及び運搬
7. 浄化そうの販売、設計、施工、清掃、維持管理に関する事業
8. 環境アセスメント
9. バイオ製剤の製造及び販売
10. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を京都市に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、800株 とする。

(株券の発行および株券の種類)

第 7 条 当社の株式については、株券を発行する。

② 発行する株券は、1株券、10株券、100株券の3種類とする。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第 9 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第 11 条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

- ② 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による株券喪失登録申請書に署名又は記名押印し、これに必要書類を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第 12 条 前三条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第 13 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役は、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第 14 条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

- ② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 15 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(議 長)

第 16 条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

(決 議)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

第 4 章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役は、3 名以上、7 名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第 19 条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集)

第 21 条 取締役会は取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集する。

- ② 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の1週間前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。
- ③ 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 当会社に、社長1名を、必要に応じて専務取締役および常務取締役若干名を置き、取締役会の決議により、取締役の中から選定する。

- ② 社長は当会社を代表する。
- ③ 社長のほか、取締役会の決議により第1項の役付取締役の中から当会社を代表すべき取締役を定めることができる。

(監査役の員数)

第 23 条 当会社の監査役は、3名以内とする。

- ② 監査役は、会計に関するものに限り監査を行う。

(監査役の選任の方法)

第 24 条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 25 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第 26 条 取締役および監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、これを区分して株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第 27 条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第 28 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

② 剰余金の配当は、その支払の提供の日から満2年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

本書は、株式会社アクセス の現行定款に相違ありません。

令和 2年 8月 30日

京都市南区上鳥羽岩ノ本町82番地2

株式会社 アクセス

代表取締役 金井 周平



遅延理由書

2年 8月 30日

申請者

氏名又は名称 株式会社 アクセス

住所 京都市南区上鳥羽岩ノ本町 82 番地 2

代表者氏名 金井周平



普段の仕事に時間を取られて、指定給水装置工事事業者指定事項変更届
出書の提出を忘れていました。

今後、このようなことがないように気をつけます。

水道事業者 殿